

## 証券市場の構造改革のための税制措置（要望と結果）

### 1. 株式等譲渡益課税に係る税制措置

#### 1) 申告分離課税の改善

- ・譲渡損失の繰越控除制度（5年を限度とする）の創設
- ・税率の引下げ（26% 10%）
- ・長期保有上場株式等に対する優遇策の拡充・恒久化（100万 200万）

#### [ 臨時国会で措置 ]

- ・譲渡損失の繰越控除制度（3年を限度とする）の創設
- ・税率の引下げ（上場株式のみ 26% 20%）
- ・暫定税率の特例（長期保有上場株式のみ 26% 10% 15年～17年）
- ・長期保有上場株式等に対する優遇策の延長（17年末まで）

#### 2) 簡易な申告の仕組み（申告不要制度）の創設 年末まで議論

#### 3) 円滑な制度移行のための経過措置

- ・取得価格が不明な株式等への対応（15年3月中の平均価格に1/1.0525をかける価格を取得原価として選択可能とする）

#### [ 臨時国会で措置 ]

- ・13年9月末までに取得した上場株式等を15年から22年までに譲渡した場合は、取得費を13年10月1日における価額の80%相当額とすることを可能とする。

## ・現行の源泉分離課税制度利用者への経過措置

### (経過措置の概要)

- ・年度毎の更新制とし、年度内の全ての取引に源泉分離課税を適用
- ・一度申告分離を選択した者は以後の源泉分離選択不可
- ・申告分離課税の税率引下げに合わせ、税率の引上げ（譲渡代金の2%程度）

### 〔臨時国会で措置〕

- ・源泉分離選択課税は14年12月31日をもって廃止する。

### 要望事項以外で緊急に実施されるもの 〔臨時国会で措置〕

改正規定の施行後14年末までの間に購入した上場株式等のうち購入額1000万円までのものを17～19年までに譲渡した場合の譲渡益は非課税とする。

## 2. 株式投資信託に係る税制措置 年末まで議論

適格株式投資信託（平均50%以上の株式組み入れ比率を有するもの）に係る収益分配金（期中、解約、償還時）、差損（解約、償還時）について以下の措置を講じる。

- ・源泉徴収税率の引下げ（20% → 10%）
- ・適格株式投信に係る損益、株式等譲渡損益の間の損益通算の導入
- ・長期保有株式投資信託に対する株式等譲渡益並みの優遇策の導入
- ・適格株式投信に係る損失の繰越控除制度（5年を限度とする）の創設

## 3. E T F（株価指数連動型上場投資信託）の対象指数の拡大に伴う税制措置

年末まで議論

多様なE T Fの設定が可能となる包括的な税制措置を講じる。（省令改正）

#### 4 . 配当課税に係る税制措置

年末まで議論

- ・ 少額配当申告不要制度の適用範囲の拡大  
( 1 銘柄あたり年 1 回 10 万円以下 50 万円以下 )
- ・ 配当控除制度の計算方式の見直し  
( 課税総所得金額が 1000 万円超で控除割合が半減 2000 万円超に引上げ )

#### 5 . 高齢者貯蓄を経済活性化に役立たせるための贈与税の特例措置

年末まで議論

親子間等の株式等の贈与について以下の条件の下、贈与税の計算方法の特例(5分5乗方式:550万円まで非課税)を5年間の時限措置として認める。

- 贈与後に株式等を長期(1年超)保有する  
( 信託銀行への他益信託の設定か証券会社への保護預り方式による )  
贈与額は 1500 万円を上限とする